

**水内川漁業協同組合内水共第7号及び  
内水共第8号第5種共同漁業権遊漁規則**

(目的)

第1条 この規則は、水内川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内水共第7号及び内水共第8号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎ、ますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭で行うものとする。ただし、オンラインシステムにより行うこともできる。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により、当該水産動物の繁殖保護又は組合員、若しくは遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第9条の規定による（申請者が遊漁の中止を命じられ、又は以後の遊漁を拒絶された者であること）場合を除き、同項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第5条第1項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法・漁場の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、イ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 漁具、漁法	イ 期 間
ころがし	6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて 公示する日から11月30日まで

2 あゆを対象とする友釣りにおいて、あゆの遊漁期間開始日から前項のころがし漁開始日の前日までの期間は、リールを使用してはならない。

3 漁具、漁法別の規模の制限は、第5条の表に示すとおりとする。

4 釣り大会のため、漁場の一部を一定期間遊漁の制限をすることがある。ただし、この場合には、公示するものとする。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
ま す	3月1日から8月31日までの期間内で組合が定めて公示する日から8月31日まで
あ ゆ	6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示する日から11月30日まで

2 前項の公示は、組合及び第5条第3項に規定する納付場所に掲示するものとする。

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は、次に掲げる額に消費税を加算した額（100円未満の端数は切り捨て）とする。ただし、消費税の変更後、最初の1月1日を税を含む遊漁料の基準日とする。

なお、この場合において、遊漁者が未就学の幼児又は小学校児童のときは無料、満18歳以下の者又は肢体不自由者のときは、次表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

魚 種	漁 具、漁 法	規 模	遊 漁 料 ( 税 抜 )	
あ ゆ	手釣、竿釣	1人1本	日券 3,000円	年券 10,000円
	ころがし	1人1本		
こ い う な ぎ	手釣、竿釣	1人1本	日券 1,500円	年券 4,000円
	つけ針	1人5本まで (はえ縄漁法は 禁止とする)		
	うなぎかご	1人3個まで		
ま す	手釣、竿釣	1人1本	日券 1,500円	年券 4,000円

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。

3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。

	納付場所	住 所	電話番号
(1)	水内川漁業協同組合	広島市佐伯区湯来町和田166	0829-83-0536
(2)	その他組合が指定する場所		

4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証の交付は、前条第3項に指定する場所、組合が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第7条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、遊漁に際し、河川の環境保全に努めなければならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第8条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

遊漁承認証

表	裏
<p style="text-align: center;">No.</p> <p style="text-align: center;">遊漁承認証</p> <p>次のとおり遊漁を承認します。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 遊漁者 住所 氏名 生年月日 (年齢 才)</li><li>2. 承認期間</li><li>3. 魚種</li><li>4. 漁具・漁法</li><li>5. 遊漁区域</li><li>6. 遊漁料</li></ol> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">水内川漁業協同組合 印</p>	<p style="text-align: center;">注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。</li><li>2. 漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。</li><li>3. 危険な場所での遊漁や危険な行為はしないこと。</li><li>4. 遊漁に際しての事故については、組合は関知しない。</li><li>5. -----</li></ol>

漁場監視員証

表	裏
<p style="text-align: center;">漁場監視員証</p> <p>次の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 (年齢 才)</p> <p>有効期間</p> <p style="text-align: center;">年 月 日～ 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">水内川漁業協同組合 印</p>	<p style="text-align: center;">注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 巡回中は、必ずこの証を携帯すること。</li><li>2. 規則遵守に関し必要な指示を行うこと。</li><li>3. 違反者を発見したときは、丁寧に正しく処理すること。</li><li>4. 違反者は、もれなく速やかに組合事務所に報告すること。</li><li>5. -----</li></ol>